

●吉原商店街周辺ウォーカブル推進計画策定支援業務 企画提案書等提出に関する質問への回答

質問No.	質問箇所		質問内容	回答
1	公告 P1	1 業務概要	年度毎の支払限度額のお示しがありますが、各年度において概算払いの対応は可能でしょうか。	本業務の委託料は、各年度の業務完了検査に合格したときに支払を請求することができます。 一方、社会実験の開催等において発生する実費支出分など、業務の遂行に必要と認められる費用については、概算払いの対応を可能とします。 概算払いの有無や支払時期、請求限度額等については、優先交渉権者との契約交渉において協議し定めるものとします。
2	仕様書 P1	2-(3) 社会実験の実施	社会実験の開催経費100万円以内を想定とありますが、この経費は委託費に含むものでしょうか。	社会実験の開催経費は、公告等で示している支払限度額（委託費）に含みます。